

避難行動要支援者名簿・個別避難計画 よくあるお問い合わせ

No.	お問い合わせ内容	回 答
1	どのような制度ですか。	発災時の避難に支援を要する方の情報を平常時から地域団体や関係機関で共有することで、発災時の避難支援の実効性を高めるための制度です。ご本人から同意をいただいた上で避難に支援を要する方の基礎情報をまとめた「避難行動要支援者名簿」と、個人ごとの避難先や避難支援者等をまとめた「個別避難計画」を関係者で共有します。
2	なぜ私に書類が送られてきたのですか。	町で把握している情報の中から、発災時に避難支援が必要だと思われる方を抽出し、書類を送付しています。具体的には、75歳以上の方のみで構成されている世帯の方、要介護認定3～5を受けている方、身体障害者手帳1・2級を所持する方、療育手帳Aを所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方にお送りしています。
3	書類が送られてきましたが、何を提出すれば良いですか。	①同意確認書（名簿情報）、②同意確認書（個別避難計画）、③個別避難計画（ご自身で記入されたもの）の提出をお願いします。
4	どうして同意確認書が2種類あるのですか。	個人の基礎情報（氏名・住所・連絡先等）が掲載されている名簿と、避難に際して必要な事項が掲載されている個別避難計画では、掲載されている情報が異なります。どこまでの情報が提供可能か確認するため、2種類の同意確認書を送付しています。
5	個別避難計画を自分で作成するのは難しそうです。計画に埋められない部分があります。	③個別避難計画の作成は可能な限りでお願いするものなので、作成が難しい場合は①②の同意確認書のみご提出ください。また、埋められない部分については空白のままご提出ください。
6	個別避難計画を自分で作成できない場合はどうなるのですか。	①②の同意確認書をもとに、地域の関係団体へ避難行動要支援者名簿を提供します。社会福祉協議会や行政が名簿の情報をもとに個別に訪問させていただき、一緒に個別避難計画を作成します。作成した個別避難計画の情報は、地域の関係団体で共有されます。
7	意思確認時に不同意と返送しましたが、同意に変更したいです。（同意と返送し、不同意に変更したい場合も同様）	再度同意確認書を送付しますので、福祉課地域福祉係にご連絡ください。（電話85-2190）
8	同意確認書が送られてきましたが、そもそも自力で避難することができます。	自力避難が可能な方は名簿に掲載いたしませんので、①同意確認書（名簿情報）の「自力避難」欄にチェックの上、ご提出ください。
9	「同意」で提出しましたが、自力避難可能です。	再度①同意確認書（名簿情報）を送付しますので、福祉課地域福祉係にご連絡ください。送られてきた①同意確認書（名簿情報）の「自力避難」欄にチェックの上、ご提出ください。なお、自力避難が困難になるなど、状況に変化があった場合は、福祉課地域福祉係までご連絡ください。

No.	お問い合わせ内容	回 答
10	同意確認書が送られてきましたが、長期入院・入所中であり、自宅での生活が困難です。	長期入院・入所中の方は、施設で避難支援が行われるため、名簿には掲載いたしませんので、①同意確認書（名簿情報）の「入院・入所」欄にチェックの上、ご提出ください。なお、退院・退所するなど、状況に変化があった場合は、福祉課地域福祉係までご連絡ください。
11	同意をしたかどうか覚えていません。	同意・不同意については福祉課地域福祉係で管理していますので、当係までお問い合わせください。ご本人に限り、いただいた同意確認書の写しを送付することも可能です。
12	個別避難計画の避難支援等実施者が見つかりません。	どうしても支援者がいない場合は、一度空白でご提出ください。その上で発災時にはどうするのか、周りの方と話し合ってください。提出後、避難支援等実施者が見つかった場合は福祉課地域福祉係までご連絡ください。
13	避難支援等実施者を決めたら必ず助けてもらえますか。	避難支援等実施者を定めることで避難の可能性を高めますが、避難支援をする方もご自身の命を守ることが第一であるため、必ずしも支援を保証するものではありません。また、避難支援について法的責任を負うものでもありません。
14	避難支援等実施者は必ず2人決める必要がありますか。	発災時に避難支援等実施者がどこにいるか分かりませんので、複数人考えていただくことが望ましいですが、まずは1人でも決めていただくことが重要です。
15	家族が遠方なので知人や事業所の職員に代筆を頼んでもいいですか。	代理署名はご家族の方に限りません。代理署名を行った場合は、代理人欄にご本人との関係をご記入ください。
16	以前は要件に該当していましたが、等級が変わったので現在は該当していません。何か手続が必要ですか。	要件に該当しない場合は名簿掲載対象者ではなくなるため、名簿から削除されます。ただし、今後も掲載を希望する場合は「支援の必要がある者」として名簿への掲載を継続することが可能です。その場合、同意確認書にご記入いただく必要がありますので、福祉課地域福祉係までご連絡ください。
17	個人情報漏れることはありませんか。	情報の提供を受けた方には、災害対策基本法により秘密保持義務が課せられます。また、個人情報が適切に管理されるよう、町は必要な措置を講じます。
18	不同意と回答するとどうなりますか。	平常時は避難支援等関係者に名簿や個別避難計画の情報が提供されません。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援に必要な範囲で情報が提供されます。
19	個別避難計画は作成したいですが、情報を提供してほしくありません。	②同意確認書（個別避難計画）の計画作成に関する同意欄の「同意する」、計画の情報を提供することに関する同意欄の「同意しない」にそれぞれチェックを入れてください。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援に必要な範囲で情報が提供されます。

No.	お問い合わせ内容	回 答
20	計画は一度作成したら終わりですか。	計画作成後もご自身の身体状況や周囲の状況が変化していきますので、毎年見直しや更新を行うことが望ましいです。実際に避難ルートを歩いてみるなど、計画が実行できるか確認し、変更を行いたい場合は変更箇所を記入した個別避難計画を福祉課地域福祉係までご提出ください。
21	家族に意思確認書が届きましたが、重度の認知症であるため自身で判断ができません。	重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意することによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等の方によって同意・不同意を判断いただいて構いません。その際は、同意確認書の代理署名をお願いします。
22	社会福祉協議会等においてご本人を訪問したときに、自力避難可能であることが判明しました。どうすればいいですか。	個別避難計画様式裏面の「自分でできること」欄の「自力で避難場所まで行く」にチェックしてください。その際、避難支援実施者等は記載不要です。
23	社会福祉協議会等においてご本人を訪問したときに、長期入院・入所中であることが判明しました。どうすればいいですか。	長期入院・入所中でご自宅での生活が困難である場合は、名簿掲載対象者から削除されますので、その旨を福祉課地域福祉係までお知らせください。書類等の提出は不要です。また、退院・退所したことが判明した場合は、改めて当係までご連絡ください。
24	社会福祉協議会等においてご本人を訪問しましたが、引っ越したのか住んでいないようです。転居先も分かりません。どうすればいいですか。	居住不明者として福祉課地域福祉係までお知らせください。ただし、名簿は住民基本台帳をもとに作成しておりますので、ご本人が転居届を行わない限り名簿には掲載され続けることにご留意ください。なお、自宅に戻られたことが判明した場合は、改めて福祉課地域福祉係までご連絡ください。